



<論文> 「リスク社会」の現在：  
社会システム理論の視点(下)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 上村, 隆広 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00011301">https://doi.org/10.24729/00011301</a>

## 論文

# 「リスク社会」の現在－社会システム理論の視点(下)

上 村 隆 広

### 目 次

第1節 「リスク社会」という問題提起

第2節 システム理論によるリスク概念

(以上前号)

第3節 「リスク社会学」の構想

3-1 リスクと危険、帰責と観察者

3-2 社会的差異と時間的差異、時間拘束、サブシステムとリスク

3-3 リスクによる社会の〈分極〉

第4節 まとめ：リスクと社会システム理論

## 第3節 「リスク社会学」の構想

前節で見たように、狭義の社会学におけるリスク研究の「後進的」状況のもとで、ルーマンは隣接領域で用いられてきたものとは異なる新たなリスク概念の提示を試みると同時に、システム理論的観点から独自のリスク社会学を構想しようとしている。本節では、多少の重複と繰り返しを承知の上で、前節での重要な論点を再確認しながらこの構想の要点を概観してゆくことにする。

## 3-1 リスクと危険、帰責と観察者

そもそもルーマンの見るところでは、これまでリスクが問題にされる場合の多くは、基本的に個人主義的・功利主義的な前提に立ち、損害の発生について「たとえそれが今は不明確であっても、回避されなければならないということ」を自明のこととしてきた。自明性に依拠してその根拠を疑わない、そのようなナイーブな態度は、他方で損害を回避するための「合理的計算に対して求められる厳密さと奇妙な対照」をなしている、とルーマンは指摘する。このアンバランスぶりは、〈リスク〉と〈安全〉とを対比させる典型的な発想にも影を落としている。この対比においては、「未来の不利益が発生しないという点に関しては、安全(=確実さ)がまったく存在しない」こと、つまり未来の出来事については安全概念が「一つの社会的なフィクション」に過ぎないことに何ら配慮が払われていない。安全という「空疎な概念」に対比されている限り、リスク概念もまた曖昧なままにとどまるしかない。そうした状況を打破し、リスク概念を精緻なものとするためには、より明確な概念との差異においてリスク概念が措定されるのでなければならない。そのためにルーマンは「リスクと危険」という対(つい)を提案するのである。

リスクと危険という、一見すると同じことを意味しているかに思える言葉のあいだにどのような差異があるのか。ルーマンはまず、「リスクと危険というこの区別のどちらのサイドも、共通の要素を持っている。リスクや危険について語られるのは、起こりうる損害に関連してのことである。損害の発生については、目下(現在)の時点では、それゆえリスクないし危険の時点では、不確実性が成立している」と、両者の近接性をいったんは強調する。これはリスクと危険の区別が、損害〈それ自体〉の内容や種類を問題にするものではないことを意味する。つまりリスクと危険は、出来事の物質的な特性(ルーマン流に言えば事象的次元)に基づいた区別ではなく、したがって将来において起こりうる損害は、リスクでも危険でもあり得るのである。ついでに言えば、この区別はフィクションとしての安全概念に対する明確なアンチテーゼともなっている。

このようにして事象次元については「完全にオープン」<sup>44</sup>あることを確認したあと、直ちにルーマンはリスクと危険概念の区別を可能にする概念装置を提示する。

まず取り上げなければならないのが、〈帰責〉という作動(Operation)もしくはプロセスである。リスクと危険の区別は、将来生起するかもしれない損害を、ある〈決定〉に帰責することを前提とする。リスクについて語られるのは、損害がその被害者自身の決定に帰せられる場合であり、危険について語られるのは「自身のコントロールできない原因—それは自然現象のこともあれば、他の人物・組織による決定のこともあり得る—に損害が帰せられる場合」<sup>45</sup>である。つまり、リスクと危険の区別を生み出す直接的な源泉となっているのは、この「自己帰責」と「他者帰責」の差異であるということが出来る。

帰責という概念は、ルーマンのシステム理論におけるキー概念のひとつであるシステムによる「観察」ないし「記述」の系に連なるものである。「観察」は、何かを別の何かとの差異において区別しつつ指し示す作動、というきわめて一般性の高いレベルで規定されるのだが、リスクと危険が問題となる局面での〈帰責〉を問題にすることの意味は、いかなる観察者がいかなる観察をおこなうか(目下でいえばどのような〈損害〉をどの決定と結びつける／あるいは結びつけないことで〈リスク〉あるいは〈危険〉であると見なすか)を観察すること、ここにある。セカンドオーダーの観察と称されるこのポジションは、どの行為・出来事がリスクを伴うのか、あるいは危険なのか、そもそも何が損害でありリスクや危険「である」のかを問題とするものではない。そうではなく、何が誰(どのシステム)にとってリスク「として」、あるいは危険「として」観察＝帰責されるのか、この点に照準が合わせられているのである。

リスクと危険の区別の前提に〈帰責〉という作動があり、それが常に観察者を前提とするものであるとき、これを観察するセカンドオーダーの観察においては、ある者にとってリスクであることが、別の者にとっては危険であるという状況が見いだされることもあるだろう。つまり問題は、未来において生じるであろう損害が、いつの時点でおこなわれる(おこなわれた)誰の決定に帰責さ

れるかであり、その決定が誰にとってリスクをはらみ、誰にとって危険を惹起するものであるのかということである。「原子力発電所を建設しようとする者は、こんにちであれば注意深く計算をおこなうであろう。彼らは、住民に対する健康へのリスクは最小であり、カタストロフの可能性は極小であると評価するだろう。この評価はあらゆる点で妥当なもので、すべての人によって共有されるかもしれない。しかし、万一の場合の被害者にとっては、これはリスクではなく危険なのである。『ここに一つの区別・差異Unterschiedが横たわっているのだ』\*。

### 3-2 社会的差異と時間的差異、時間拘束、サブシステムとリスク

上記のようなさまざまな差異によって構成される問題構制を、より一般性の高い図式のなかで捉えるための方途として、ルーマンは時間次元と社会次元との間の緊張関係というフレームを設定する。

ここで言われる社会次元および時間次元は、『法社会学』(1972年)などルーマンの著作でしばしば登場する、事象次元-社会次元-時間次元のトライアドのうちの一つと基本的には同じ事柄に言及しており、社会システムの要素を形成する出来事・コミュニケーション・行為などにおいて分析的に区分される三要素を指している。このうち社会次元において捉えられる「社会的なるもの」を形作るのは、「自他(エゴとオルター)の差異」であり、時間次元において「時(とき)」の図式の根本にあるのは「過去と未来(もしくは現在と未来)の差異」である。両者の差異はいずれも近代社会においてドミナントとなるゼマンティックを形成しており、それ以前の社会において存在していた「特殊な種類の物質」や「精神」、あるいは「他のあらゆる運動の規準としてのある特別な運動」といったゼマンティック形式とは際だった対照を成している。

社会システムの作動を考える場合にこの両次元のあり方が重要な意味を持つことは言うまでもないことであるが、さらに重要なのは二つの次元どうしの関係である。「社会的な差異は、時間的な差異がいかに構成されうるかに制限を

加え、逆に時間的な差異は、社会的な差異の構成に制限を加える」<sup>97</sup>という仕方  
方で、二つの次元は関わり合う。特に「一方の次元におけるより多くの要求の  
高まり [=問題の複雑化—筆者註]が、他方におけるより多くの要求と衝突する  
場合」<sup>98</sup>に生じる「緊張関係」は、リスク/危険の問題と直接的に繋がってい  
る。この点を少し敷衍しておこう。

社会次元での複雑性の上昇、例えば関与者(個人もしくは集団等の)が増大す  
ることによるエゴ/オルター差異の錯綜化や、時間次元での複雑性の上昇、例  
えば過去の状態と未来の状態との相違(もちろん現在において予期可能な範囲  
での相違ではあるが)の増大に直面して、双方の複雑性の上昇が衝突すること  
による緊張を緩和しようとしたとき、最も単純な方法はといえば、その少なく  
ともいずれか一方の亢進に歯止めをかけロックしてしまうことであろう。ルー  
マンはそうした「緊張緩和の諸形式」が歴史上において「数多くの制度的な発  
明・考案」として生み出されてきた—「例えば家族、法に拘束された契約、あ  
るいは貨幣」などとして—という。それら近代社会に特有の時間的社会的諸秩  
序における諸装置に共通してみられるのは、「時間拘束Zeitbindung」という現  
象である。

時間拘束とは、「未来の可能性領域が制限されている状態」、より精確には、  
〈未来の可能性〉を限定(もしくは拡張)する〈不可逆的状态〉が〈現在におい  
て〉生み出されるということの意味する。それは行為者や決定〈主体〉の〈意  
図〉が何であれ、「行為あるいは不作為によって生じる」。問題は、この時間  
拘束に常に「社会的なコスト」がつきまとうことである。ここでいう社会的な  
コストとは、「[ある状況への]他の関与者の現在ないし未来の行為の諸可能性  
が、時間拘束によって害を被るbetroffenこと」<sup>99</sup>を意味している。その際の問題  
は、「(…)現在のなかで未来が利用されていること、しかも他の諸利害関心  
をもつ人びとによって自己のパースペクティブとして提示されるものに無関心  
なまま、未来が利用されることである」<sup>100</sup>。

近代社会の機能サブシステムとしての法システムや経済システムは、時間次  
元と社会次元の緊張関係を緩和する仕組みを徐々に開発してきた。

まず「予期の規範化」は、「他者の未来の行動」そのものを規範によって縛るのではなく、「未来の行動についての予期」を、そしてそれのみを規範によって拘束するという形式をとる。このとき規範は、「かりに規範に反する行動が生じて、予期は正しかったことを証明する」<sup>11</sup>ものとして機能する。未来の行動についての予期を現在の時点で規範によって「抗事実に安定化させる」ということは、まさに一つの時間拘束に他ならない。ところがそうした規範化は、「規範に従った行動をした者の実際の動機や行動様式に関しては無関心なまま」にとどまる。つまり規範が規範として妥当している限り、「他者が何をしようとも、自己の予期の正しさが証明されていると感ずることができ」てしまうわけである。そこから、〈法に触れない限りは何をしても許される〉というお馴染みのフレーズまではほんの数歩である。そしてここにルーマンは、この形式による時間拘束に付随する社会的コストを見てとる。

同様のことは、所有(財産)、すなわちみずからの将来のために、他者も欲している諸財を手元に置く(保存しておく *reservieren*)という図式についても当てはまる。財を通じて現在の時点で未来における他者との関係を優位なかたちで確保しておこうとすることは、ルーマンの言う時間拘束の一つの形式である。そしてそれはほとんどの場合、明らかに他者にとっての財の欠乏を意味する。経済の貨幣化が進み、財の確保が「より長期にわたって可能になればなるほど」財の偏在やそれがひきおこす社会的コストもまた増大することになる<sup>12</sup>。

このように、法や経済の領域を典型として、一方における社会次元と時間次元の緊張関係と、他方におけるその緩和のための装置(としての時間拘束)、そしてそこから生じる社会的コストという三項を位置づけたあとで、ルーマンは次のように続ける。規範や欠乏のモデルは、いずれもそこで生じる社会的コストを緩和しながら「長い進化の経過のなかで、その可能性の限界まで拡大されてきた」。例えば規範は実定的な法の整備や契約の発明によって、所有/欠乏は貨幣経済の進展によって。しかしそれは今や限界にさしかかり、「こうした手段総体 *Instrumentarium* の合理性チャンスに対する疑念を生み、新たな形式の問題をもたらすことになる。すなわち、時間拘束は不可欠であり、そしてリ

スクをともなうものである、と」<sup>\*13</sup>。

ルーマンによれば、リスクと危険の概念は、「時間次元と社会次元の緊張関係の、まったく異なったバリエーションの一つ」を指し示すものである。先に見たように、リスクと危険はいずれも、未来に関する現在の決定(行動)が第三者に及ぼす影響に関わっている。単純に考えると、それならば近代社会で徐々に作り上げられてきた規範や所有といった周知の社会モデルがリスク/危険という緊張関係を緩和するのに用いられてもおかしくはないはずである。しかしとりわけ昨今明瞭となってきたのは、「リスク/危険問題は、規範問題や欠乏問題としては適切に扱うことができない」<sup>\*14</sup>という事態である。

例えば、法が他者のリスクをはらんだ行動に対する防御をどれほど与えてくれるかを考えてみる。すると、利益の法的な保護や利益侵害に対する訴訟可能性が「明白な因果性」を前提としたり、ある行為を不法と評価するためには、「起こりうる損害結果の予見可能性が条件として必要」であったりと、法による防御や制御の及ぶ範囲がきわめて限定されたものになっていることがわかる。このことが特にはっきりと理解されるのは刑法規範に着目した場合である。「刑法規範は、犯罪行為者の側の主体に関する明白な構成要件に依存している。明らかに、これまでの法の安全技術やそれに即応した罪責概念(故意、過失)は、諸問題の個別的な[個人に定位した]様式に基づいており、これでは今日のリスクおよび危険状況の重要な諸次元を理解することができない」<sup>\*15</sup>。要するに個別特定可能な行為主体、端的に言えば〈個人〉を対象に規制と処罰の体系が構築されているために、例えばいわゆる〈エコロジー問題(環境破壊など)〉のような、「さまざまな因果関係の複雑性」が推定されざるをえない事案においては、「法そのものが意表を突く事態に対する非規範的な態度を助長することに」<sup>\*16</sup>さえなりかねないのである。もちろんこのことを直ちに法システムの機能不全といった言葉であげつらうのは針小棒大なのであって、ルーマン自身もそのことに注意を促してはいる。とはいえ、リスク問題がもはや〈伝統的な〉意味での規範問題や、あるいは経済システムに関して言えば所有/欠乏問題へと還元・回収できない形で存在していることは否定できないのである。



## 3-3 リスクによる社会の〈分極〉

前項までの行論を通じて、リスクと危険というテーマが社会次元と時間次元の緊張関係に関わるものであり、かつ、その緊張解決装置としての規範や欠乏モデルに随伴する時間拘束の社会的コストと、リスク／危険問題とがきわめて密接な関係にあることが明らかとなった。これまでルーマンの社会分化に関する理論のなかでは、機能分化が支配的な近代社会において法システムや経済システムといったサブシステムがいかにして作動しうるかという点に光が当たっていたわけであるが、リスクと危険はそれらサブシステムに固有の社会-時間次元緊張関係を超えて、それらを言わば横断する形で出現する新たな緊張関係を示唆しており、その意味では、このリスクと危険というテーマは、サブシステムの作動に関する別の見方を可能にするもう一つの〈光源〉といえるかもしれない。

このことを確認した上で、ここであらためて、リスクと危険の区別によってどのような社会学的知見が獲得できるのかを考えてみよう。

まず、リスクを危険から区別するメルクマールの一つである「決定」については、近代社会の「長期的な発展の趨勢」として、「未来を認知する際の地平が、ますます決定に依存したものとして現れるようになる」<sup>\*17</sup>ということが指摘できる。さまざまな事柄に関する「知識の増大やテクノロジーの発展」によって、人びとの行動はそれにまつわる損害の可能性を承知の上でなされたものと見なされ、「問題が危険の領域からリスクの領域へとスライド」<sup>\*18</sup>していくのである。例えば、雨の道路で突然自動車のハンドルがきかなくなるという現象は、ハイドロプレーニングについて何も知られていない時点では単なる〈危険〉であるが、いったんその知識が与えられれば、速度を上げ過ぎたために冒すかもしれない〈リスク〉に転化する。「万一の損害の発生に影響を与えたかもしれない、あるいはそれを阻止するのに役立ったかもしれない決定の可能性が多く認識できるようになればなるほど、帰責の趨勢はリスクのほうへと傾いていく」<sup>\*19</sup>。

さらにここに、既に指摘した「ある者のリスクをはらんだ行動が、他者にと

って危険となるような状況」という問題が加わる。「リスクの認知、リスクをはらんだ行動を擁護しうるか否かの評価、リスクの受容などは、自分を決定者と見なすか被害者と見なすかによって異なる」<sup>\*20</sup>のである。タバコの煙は喫煙者にとってはリスクであるが、非喫煙者にとっては単なる危険である。豪雨の日に高速道路を150キロで走行するのは(違反である以前に)ハイドロプレーニングのリスクを冒すことであるが、同じ道を走る他の車にとっては危険である(ただし、そんな日に電車に乗らずに車を運転すること自体はリスクであると見なされるかもしれない)。損害が決定に帰責され、決定者自身が自己の行動をリスクを冒すことと同一視するようになればなるほど、「決定者と被害者のあいだの亀裂」は架橋し難いものとなる。「リスクのパースペクティブのなかで未来が問題となるときには、事実についてのコンセンサスも価値についてのコンセンサスも役に立たないどころか、そのどちらもがコンフリクトを激化させるように見える。環境汚染の度合いについて詳細に至るまで意見が一致し、それが好ましいものでないという点でも意見が合い、さらには住民にエネルギーと工業製品を充分供給するよう努力すべきであることや、健康が最も価値あるものに数えられるということなどでも合意に至るかもしれない。だがそれにもかかわらず、そしてまさしくそれゆえに、この価値コンフリクトの解決の仕方について争いが生じうるのである」<sup>\*21</sup>。

もちろん実際の社会生活においては、そうした分裂状況を何とか克服しようという試みがないわけではない。それらをルーマンはどう見ているのだろうか。

例えば「決定への参加」については、単に問題をずらしただけであり、お門違いであると断じる。なぜなら、「すべての決定にすべての人が参加できないということ、多くの帰結をもたらす重要な決定に参加する可能性が限定的に開かれている場合には、リスクと危険の差異は融和よりもむしろ期待外れと不満足とを産み出してしまうということ、それが明々白々だからである」<sup>\*22</sup>。スローガンとしての決定参加は、決定に関与できない人びとの存在を無視もしくは軽視している、というわけだ。さらにたたみかけるようにルーマンは次のように言う。「決定者は制約を甘受しなければならないし、世界の不完全性と折り

合いをつけねばならないが、それにもかかわらず結果に対する責任を担う者として振る舞わねばならない。被害者はその点気楽なものである。彼らは警告に自己限定することができるし、いかなる「(とりわけ原発などの)故障」の場合でも、苦情・不満をエスカレートさせることができる」<sup>\*23</sup>と。一部の環境保護運動などが念頭にあると思われるこの種の挑発的表現は、〈倫理的な〉観点からすれば問題がないわけではないが、クレームと責任追及だけに血道を上げるある種のリゴリズムが却って決定者と被害者のあいだの亀裂を深めている状況を、的確に捉えていると見ることもできよう。

ではリスク認知の「客観化」による架橋の試みについてはどうか。これについてもルーマンは同じく否定的である。「科学化や因果経過の精緻化、さらに洗練された計測技術と統計的手続の選択といった試みは、直観と反する効果を持つ。それらの試みは、リスクないし危険に対してどのような態度を採るかに応じてさまざまな考え方をする、その観点を多様化するだけなのである。リスク評価の客観化のための仕事が、科学の名においてその努力をする者をいわば主観化(主体化)するのである」<sup>\*24</sup>。測定・計算の精度を上げればリスクをコントロールすることができるという発想は、先の対比で言えば自らを「決定者」と見なす人びとのあいだでなら一定程度流通するであろう。しかしその発想は、自らを「被害者」と見なす人びとの態度を変えることにはつながらないのである。

結局、ルーマンは端的に次のように結論づける。すなわち、「リスクがそこから正しく、他者にとって拘束力を持つように評価されうるような立脚点は存在しない」<sup>\*25</sup>のだと。リスクについてのコンセンサスが望めないこのような状況が、ルーマンの見る〈リスク社会〉の特徴である。社会はさまざまな問題のそれぞれについて決定者(=受益者)と被害者のサイドにいわば〈分極〉するだけでなく、損害をひきおこす要因そのものの複雑化により、特定の決定に損害を帰責することすら難しくなる。そのことはとりわけ、エコロジカルな問題に関して顕著である。「社会はその未来をリスクのモードではなく危険のモードでイメージしなければならない。ことによると損害は、そして恐らくカタスト

ロフは、それが誰の決定でひきおこされたか確定できないまま生じるだろう」\*26。同時にその一方では、「エコロジカルないしエコノミカルな見地」からは絶えず、「間違った決定がなされている」のだという見方が提示され続ける－「問題はまさに、間違った決定も正しい決定も行われえないというところにあるというのに、である」\*27。

このように描写－それ自体がセカンドオーダーの観察であるところの〈社会的観察〉として提示されているのだが－されている状況は、一見するとダイナミズムを失ってデッドロックに乗り上げた社会の有りようを示しているやに思われる。しかしルーマンはそうした単純な見方には与しない。例えば「合理的(倫理的・合意的に)解決することができないがゆえに、(…)理性的なコンセンサスがなくても集合的に拘束力ある決定」\*28を生み出す政治システムの役割は、国家という審級において危険をリスクに変換し、それによって「相対的な不可逆性」を作り出すことである。もちろんそれ自体がリスクをとまなうことは言うまでもない。「政治のリスクとはまさに、リスクと認められるような決定を見いだすことができないときに、そしてそうであるがゆえに決定を下さねばならないという盲目性Blindheitのうちにある。言い換えれば、政治は合理的に決定しなければならないのではなく、危険と捉えられる未来を考慮して決定せねばならないのである」\*29。

#### 第4節 まとめ：リスクと社会システム理論

第1節で既に紹介したように、「リスク社会」という言葉はU.ベックの著書\*30をきっかけとして人びとの耳目を引きつけることとなった。ベックの議論は、こんにちのさまざまなテクノロジーがひきおこす環境問題を独自の枠組で捉えようとする試みとして、それ自体検討の対象とするべきものではある。しかしより重要なのは、「リスク社会」という標題のもとで、ベックが意図した以上の問題が浮上する可能性が開かれたことである。本稿で取り上げたルーマンの

システム理論によるリスクの社会学的概念化はその一例とみなすことができる。

きわめて一般的に言って、リスクに関する社会学的な研究がこれから本格化しなければならないという現状においては、さしあたって社会学が動員可能な既存のさまざまなアプローチを投入することができるし、またそうしなければならないだろう。例えば行為理論や相互作用論などの理論枠組は、先行する社会心理学などとの連携を考えれば経験的研究にも開かれており、一日の長があるように思われる。とはいえ、ルーマンが展開するような社会システム理論がそうした行為理論の系統からは得られない知見をもたらしてくれることもまた確かである。特にルーマンの議論は、いわゆるマクロレベルにおける機能サブシステムとリスクの連関について興味深い視点を提供しており、合理主義的なリスクモデルへの批判と相俟って、理論レベルで「リスク社会」のイメージをより多様に描き出すことが展望できそうである。もともと、例によってルーマンは一部の人が期待するようなリスク問題の〈解決〉を提示したりすることはない。それは繰り返し述べられているとおり、リスクや危険を一義的に正しく評価できるような地点はどこにもないという言明が、ルーマンのシステム理論そのものにも自己言及的に妥当するからである。われわれがルーマンに期待してよいのはセカンドオーダーの観察の一つとしての社会学的観察であり、それ以上でも以下でもないのだ。

次に、ルーマンによるリスク社会学の展開の試みを追尾することは、狭い意味でのルーマン学説研究という観点から見た場合にも意外に重要ではないだろうか。これも既に触れたように、リスクの視点は、社会分化についての議論を初めとして彼のシステム理論の随所に姿を見せており、ある意味ではルーマンの社会システム理論の〈通奏低音〉とも言うべき位置を占めているのではないかと考えられるからである。この問題については、さらに引き続き、ルーマンの他の作品を通じて検討していかねばならない。

最後に、再び一般的な課題として、リスクという問題圏がどのような広がりをもつものであるかを検討することも忘れてはならないであろう。ルーマンが既に指摘している「知-非知」<sup>31</sup>の問題、〈信頼〉あるいは〈責任〉、そして

〈権力〉といったキーワードとの関連もそれぞれに重要であると推測される。

ジャーナリスティックなレベルで〈リスク〉が気軽に？口にされるようになった現在、それは損益計算のテクニックでコントロール可能な程度の損害可能性と結びついた、かなり一面的でナイーブなイメージに彩られている。そもそもその前提自体がどれだけリスクをはらんでいるものなのかについては、ほとんど顧慮されることがないようである。もし社会学的なリスク研究がなにがしかの意味を持つとすれば、それはこうした状況自体が作り出すリスクについて指摘し続けることにあると言えるだろう。もちろん、その際、社会学的リスク研究自体のはらむリスクについて無自覚でいることは許されないわけであるが。

(了)

〔引用・参照文献〕

Luhmann, N. (1990) , "Risiko und Gefahr" in ders., Soziologische Aufklärung 5, SS.131-169., Opladen.

Luhmann, N. (1991) , Soziologie des Risikos, Berlin.

Luhmann, N. (1993) , Das Recht der Gesellschaft, Frankfurt/M.

〔註〕

・<sub>1</sub> Luhmann (1990), S.132.

・<sub>2</sub> Luhmann (1990), S.134.

・<sub>3</sub> Luhmann (1990), S.138.

・<sub>4</sub> Luhmann (1990), S.139.

・<sub>5</sub> Luhmann (1990), S.149.

・<sub>6</sub> Luhmann (1990), S.152.

・<sub>7</sub> Luhmann (1990), S.142.

・<sub>8</sub> Luhmann (1990), S.141.

・<sub>9</sub> Luhmann (1990), S.142.

\*10 Luhmann (1990), S.143.

\*11 ebd.

\*12 ebd.

\*13 Luhmann (1990), SS.143-4.

\*14 Luhmann (1990), S.145.

\*15 Luhmann (1990), S.146.

\*16 Luhmann (1990), SS.146-7.

\*17 Luhmann (1993), S.142.

\*18 Luhmann (1990), S.150.

\*19 Luhmann (1990), S.149.

\*20 Luhmann (1993), S.142.

\*21 Luhmann (1990), S.148.

\*22 Luhmann (1990), S.152.

\*23 Luhmann (1990), SS.152-3.

\*24 Luhmann (1990), S.157.

\*25 ebd.

\*26 Luhmann (1990), S.167.

\*27 ebd.

\*28 Luhmann (1990), S.165.

\*29 Luhmann (1990), S.168.

\*30 Beck, U., *Risikogesellschaft*, Frankfurt/M. 1986. 本書については先頃邦訳が出版された。東廉・伊藤美登里訳『危険社会』、法政大学出版局、1998年。ただし残念ながら、*Risikogesellschaft*が「危険社会」と訳されている。ベックの議論の文脈ではともかく、われわれが検討したルーマンのリスク社会学の文脈においては、「リスク」と「危険」が別の概念であることが決定的な意味を持っているので、これを区別できないことは致命的である。

\*31 Luhmann (1991)

弔辞

---

1998年11月6日に、20世紀後半のドイツを代表する社会学者と称されるべきニクラス・ルーマンは、その71歳の誕生日(12月8日)を間近にしながら帰らぬ人となった。ドイツのメディアの報道によれば、長らくの闘病生活の末の最期であったという。ドイツ語圏のみならず、ひろく欧米各国に理論的な影響を与えつつあった彼の社会システム論は、残された膨大な著作を通じて今後も多くの社会学者らに読みつがれ、絶えず新たな知的刺激を与え続けることであろう。彼の生前の偉大な業績に対しここにあらためて敬意を表し、心から冥福を祈る次第である。

---